

望月正光・野村容康・深江敬志 著

## 『所得税の実証分析——基幹税の再生を目指して——』

(日本経済評論社, 2010年)

山田直夫

## I 本書の目的

わが国の個人所得税は、主要な税収をもたらすことから基幹税として位置づけられている。また、わが国の戦後税制はシャープ勧告の影響を強く受け、所得税中心主義の下で施行されてきたといえる。しかし、昭和40年代以降の度重なる制度改正において、課税最低限の引き上げや税率の引き下げなどの減税が行われてきた。また、近年では平成19年に行われた国から地方への税源移譲にともない、国税の所得税の累進税率構造が見直され、地方住民税の税率もフラット化された。そうした結果、個人所得税の財源調達機能と所得再分配機能の低下に対する懸念が強まっている。

本書は、こうした今日までの個人所得税の変遷について、財源調達機能及び再分配機能の側面から実証的に明らかにすることを目的とした研究書である。また、本書は「今後の税制改革、とりわけ所得税改革に向けた議論のための基礎的材料を提供すること（はしがき、iiiページ）」を意図している。書名は『所得税の実証分析—基幹税の再生を目指して—』となっているが、分析対象は国税の所得税だけでなく地方

住民税も含めた個人所得税である。さらに、北欧諸国で実際に導入され、わが国の金融所得課税の一元化の議論に多大な影響を与えている二元的所得税についても分析が行われている。

## II 本書の構成

本書は以下のとおり、3部、全7章から構成される。

## 第I部 わが国所得税の課税ベースの動向

## 第1章 マクロ統計による所得課税ベースの推計

## 第2章 二元的所得税のマクロ推計

## 第II部 わが国所得税の再分配効果

## 第3章 申告所得税における所得者別・所得階層別の再分配効果

## 第4章 市町村民税における所得階層別・種類別の再分配効果

## 第5章 個人所得税の再分配政策—地方住民税所得割を中心として

## 第III部 三位一体改革による税源移譲の効果

## 第6章 地方住民税のフラット化による税収予測と再分配効果

## 第7章 税源移譲後における所得税の再分配効果

以下では各章の内容を簡単に紹介する。

## 第I部 わが国所得税の課税ベースの動向

第I部(第1章～第2章)では、個人所得税の財源調達機能の観点から、近年におけるわが国の所得課税ベースの動向について検討を行っている。二元的所得税については、第2章において詳細に分析されているが、第1章においても言及されている。

### 第1章 マクロ統計による所得課税ベースの推計

第1章では、93SNAによる『国民経済計算』等のマクロ統計を用いて、所得税の課税ベースを推計している。推計の対象は、要素所得課税ベース、発生キャピタル・ゲイン(ロス)を加えた包括的所得課税ベース、実現キャピタル・ゲイン(ロス)を加えた包括的所得課税ベースの3つで、分析対象期間はそれぞれ、平成2年から平成12年、平成3年から平成12年、平成2年から平成12年である。なお、ここでの実現キャピタル・ゲイン(ロス)は株式に限定されている。

分析結果を要約すると以下ようになる。①要素所得課税ベースについては、バブル崩壊過程であったにもかかわらず、平成2年から平成12年まで安定的に伸張してきた。これは、勤労所得の大幅な増加と資本所得のなだらかな減少が相殺された結果である。②家計に発生したキャピタル・ゲイン(ロス)は、推計の対象期間において激しく変動しており、そのほとんどが損失であった。③発生キャピタル・ゲイン(ロス)を加えた包括的所得課税ベースは、年度間において大きく変動している。④上場株式

の実現キャピタル・ゲイン(ロス)については、平成元年に相対的に大きなゲインが実現されて以降、平成10年までほとんどの年においてロスが実現されている。⑤株式の実現キャピタル・ゲイン(ロス)を加えた包括的所得課税ベースは、分析対象期間における資産価格の急激な変動にもかかわらず比較的安定的に推移していることが確認された。これは主として、損失相殺がきわめて限定的であったために、納税者がキャピタル・ゲイン(ロス)実現の均霑化を図った結果であるとみられる。

そして二元的所得税については、③で示されたように発生キャピタル・ゲイン(ロス)を加えた包括的所得課税ベースは大きく変動するが、二元的所得税の考え方に従って、損益通算の範囲を資本所得に限定することにより勤労所得の課税ベースは安定的に維持されることを示した。また⑤から、キャピタル・ロスの控除を資本所得に限定する二元的所得税の考え方が、税収の安定性という観点から今後の所得税改革における一つの有力な指針となりうるとしている。

### 第2章 二元的所得税のマクロ推計

第2章では、わが国の現行所得税を二元的所得税に転換した場合、税収中立の仮定の下で、勤労所得と資本所得にどのような負担の変化が生じるかを明らかにしている。具体的には、まず課税対象となる資本所得の範囲を3つに区分している。すなわち、要素所得課税ベースのみ(CASE1)、CASE1に実現キャピタル・ゲイン(ロス)を加えたもの(CASE2)、CASE2に帰属家賃を加算し、かつ負債利子控除を行ったもの(CASE3)の3つである。続いてそれぞれのケースについて、現実の所得税収を維持しな

から資本所得に対する税率を一定の水準に設定した場合に、勤労所得にかかる実効税率がどの程度になるかを推計している。なお、分析対象期間は平成2年から平成12年である。

主な分析結果は以下のとおりである。①現行所得税の平均実効税率とCASE2で資本所得に対する税率を20%に設定した場合の勤労所得の平均実効税率を比較すると、後者の方が低いと推定された。しかし、分析対象期間中には様々な形で政策減税等が行われているので、推計の基礎となる実際の所得税収は望ましい水準より過少である可能性がある。②近年マクロベースの帰属家賃の規模が増大傾向にあり、勤労所得にかかる負担増を回避しながら資本所得の課税ベースを安定的に維持するには、帰属家賃への課税が所得税政策における重要な鍵となる。

## 第Ⅱ部 わが国所得税の再分配効果

第Ⅱ部（第3章～第5章）では、税制の再分配機能の観点から、わが国個人所得税の再分配効果について実証分析を行っている。第3章では国税の申告所得税を、第4章では市町村民税をそれぞれ取り上げている。そして第5章では道府県民税を含む地方住民税と国税の所得税との比較を行っている。

### 第3章 申告所得税における所得者別・所得階層別の再分配効果

第3章では、税務統計データに基づき、国税の申告所得税の再分配効果について検証している。これまでの研究では、再分配効果の定量的評価にあたっては、主にジニ係数とそれを基礎にした再分配係数が用いられてきた。しかし、ジニ係数に基づく手法では適切な要因分解を行うことは必ずしも容易ではない。そこで、本書

では要因分解が容易なタイル尺度を採用している。これにより、申告所得税全体の再分配効果を所得者別・所得階層別に把握するとともに、税率に起因する部分（税率効果）と控除に起因する部分（控除効果）に分解することが可能となる。

分析の結果を要約すると以下ようになる。

①申告所得税全体の再分配効果は、分析の対象期間（昭和38年～平成15年）を通じて低下傾向にある。そうしたなか、昭和44年～昭和50年及び昭和62年～平成3年における再分配係数は急激な低下をともなう（ボトム効果）。また、平成11年における再分配効果は急上昇する（ジャンピング効果）。②再分配効果の変動に対しては、所得者別には給与所得者・譲渡所得者を含む「その他所得者」の効果が、所得階層別には高所得階層の効果が、それぞれ同時に強い影響を及ぼしている。③所得階層別の再分配効果における税率効果は、税率のフラット化の進行を反映して、分析の対象期間において低下傾向にある。また、2度のボトム効果は高所得階層における税率効果の急激な低下によって生じたとみられる。④所得階層別の再分配効果における控除効果については、平成11年を除いて安定的に推移し、全体の再分配効果に対する寄与度は税率効果に比べてかなり小さい。⑤2度のボトム効果を発生させた重要な要因の一つとして、土地譲渡所得課税制度の変更（特に、分離比例課税の導入）が指摘できる。すなわち、長期譲渡所得に対する課税の軽減が全体の再分配効果の変動に大きな影響を与えたものと考えられる。

#### 第4章 市町村民税における所得階層別・種類別の再分配効果

市町村民税所得割は、税源移譲をとまなう税制改正が行われる以前は、国税の所得税と同様に控除及び税率を通じた累進構造であった。したがって、再分配効果が作用してきたことは容易に想定されるが、その効果の実態について詳細な研究はほとんどされてこなかった。そこで第4章では、上記の問題意識に基づいて、わが国の市町村民税所得割の負担配分と再分配効果について、所得階層別・種類別に要因分解を行うことによって検証をしている。ここでも主として、マイル尺度に基づく要因分解が行われている。また、分析対象年はデータの制約もあり連続的ではなく、昭和44年、昭和49年、昭和54年、昭和60年、平成2年、平成8年、平成13年である。

分析の結果を要約すると以下ようになる。

①所得税同様、市町村民税も再分配効果を有しており、その効果は所得税の約30~40%に及ぶ。両者の再分配効果の特徴として、所得税については、景気や制度改正等その時代背景に左右され変動が大きく、全体としては低下傾向にある。一方、市町村民税については、非常に安定的であり、全体として上昇傾向にある。②市町村民税全体の再分配効果を所得階層別にみると、高所得階層の影響が強い。③全体の再分配効果のうち所得控除の効果は30~40%を占める。また、それは所得水準が低い階層に大きな影響を及ぼしている。④全体の再分配効果のうち税率の効果は60~70%である。そして、それは所得水準が高い階層へ大きな影響を及ぼしている。⑤平成に入って以降、市町村民税全体の累進性が低下傾向にあるが、これは税率構造の変化だけでなく、分離課税の対象となる「土地

建物等の長期譲渡所得」に対する税率引き下げが影響を与えたとみられる。

#### 第5章 個人所得税の再分配政策—地方住民税所得割を中心として

第5章では、まず地方住民税の再分配効果の実態について分析を行っている。続いて、これを国税の所得税の再分配効果と対比させることによって、わが国個人所得課税全体の再分配政策において地方住民税がどのような役割を果たしてきたかについて明らかにしている。分析対象期間は、地方住民税の再分配効果の実態については昭和40年から平成18年、国税の所得税との比較については昭和39年から平成17年である。

地方住民税の再分配効果に関する主な結果は以下のとおりである。①分析の対象期間を通じて市町村民税の再分配効果は上昇傾向にあるが、そうした動きのほとんどは、総合課税を行った者への税率効果によって説明される。②市町村民税において分離課税を行った者の再分配効果が全体の再分配効果に与える影響は小さい。しかし、それは土地譲渡益課税制度の変更と強く関連しているとみられ、大きな変動幅をもって推移している。③道府県民税の再分配効果は、市町村民税の効果の2分の1から5分の1程度と小さく、分析対象期間において低下傾向にある。

国税の所得税との対比に関する主な結果は以下のとおりである。①所得再分配政策における地方住民税の所得税に対する相対的重要性は、市町村民税の効果を主因として過去40年の間で趨勢的に高まっている。②すべての期間において、市町村民税の再分配係数と源泉所得税のそれには、有意な負の相関が認められ、この点か

ら、これまで市町村民税が所得再分配の面で部分的に源泉所得税の補完的機能を果たしてきたと推測される。③住民税のフラット化が実現する以前の地方住民税は、もっぱら市町村民税を通じて、国と地方による個人所得税全体の再分配政策において、無視できない重要な役割を担ってきたと考えられる。④所得再分配の側面からの市町村民税と源泉所得税との負の相関関係は、平成11年以降、徐々に弱まってきている。

### 第Ⅲ部 三位一体改革による税源移譲の効果

わが国では三位一体改革の一環として、平成19年において、国（所得税）から地方（地方住民税）への3兆円の税源移譲が実施されるとともに、地方住民税の税率構造が一律10%にフラット化された。第Ⅲ部（第6章～第7章）では、税収と再分配機能の観点から、こうした税源移譲をとまなう税制改正について検証している。

#### 第6章 地方住民税のフラット化による税収予測と再分配効果

第6章では、地方住民税のフラット化が税収とその再分配効果に対してどのような影響を与えるかについて、シミュレーションによる検証を行っている。具体的には、それまでに実現された所得分布（平成7年～平成17年）を所与として、これに新たな税制が適用された場合の仮想的な効果を分析している。

シミュレーションの結果をまとめると以下のようになる。①税率のフラット化は、それぞれの課税標準に対し市町村民税において0.4～0.7%、道府県民税において1.7～1.8%、地方

住民税全体において2.2～2.5%の増収効果をもつと予測される。②この改正によって地方住民税の再分配効果が約2分の1に低下するが、その低下の大部分が市町村民税の税率効果に起因する。③税源移譲後の再分配効果については、税率効果が極端に低下した結果、そのほとんどが控除効果となる。④所得階層別の分析から、地方住民税全体の再分配機能の後退は課税標準額120万円以下の階層における再分配効果の上昇と、同120万円超の階層における再分配効果の低下という形で引き起こされると予想される。

また、本章では「効率的で公平な所得課税」とはいかなるものかを説明するために、理論モデルを提示している。そして、この理論モデルとシミュレーションの結果から、税率フラット化による再分配効果の低下は、税収中立を達成する税率の下でのローレンツ劣位な再分配構造が増収税率の効果の分だけさらに強められることによって説明されるとしている。

こうした結果から、今回の改革が地方住民税の公平性を損なうことは明らかであるが、同時に税率フラット化の側面は、人々の行動に対してより「中立的」であるという意味でより効率的な所得課税を実現するとともに、住民税を本来の負担分任原則に近づけるものになると評価している。

#### 第7章 税源移譲後における所得税の再分配効果

今回の税源移譲をとまなう税制改正は、国税と地方税を通じた再分配政策において、従来までの国と地方の役割分担を転換し、地方住民税が果たしてきた再分配機能を国税の所得税に移管するものと位置づけることができる。また、

この税制改正は個々の納税者が支払う所得税と住民税の合計額に増減をとまなわない「分配中立」を意図して行われており、国税の所得税の税率構造も相対的に高い所得階級に適用される限界税率が引き上げられている。そこで、国税の所得税の再分配効果がどの程度強化されたのが重要な問題になってくる。第7章では以上の問題意識に基づいて、平成16年から平成19年までのデータを用い、税源移譲後における国税の所得税の再分配効果について検証している。

分析の結果を要約すると以下ようになる。

①国税の再分配効果は、税源移譲が実施された平成19年において源泉所得税及び申告所得税の両者ともに上昇する。②全体の再分配効果を所得階層別に分解すると、源泉所得税については、より高い所得階層ほど再分配効果が相対的に大きくなるといったように、限界税率の上昇の影響が顕著に認められる。③申告所得税の再分配効果は、特に所得金額400万円超から1,200万円以下の階層において、所得階級が上昇するにつれて大きくなっている。しかしながら、1,200万円超の階層においては、このような傾向は認められなかった。④平成17年以降、分離課税対象所得の割合が最も大きい最高所得階級では、低率の比例課税が適用される長期土地譲渡所得あるいは株式等の譲渡所得等の影響を受け、その平均税率がそれ以下の階級よりも低くなるという逆進的な負担構造がみられる。⑤1,200万円超の階層における申告所得税の再分配効果が税源移譲後もほとんど変わらなかったのは、限界税率の引き上げにともなうプラスの効果が逆進的な負担構造が強まったことによるマイナスの効果によってほぼ相殺されたからであると考えられる。

以上の分析から、所得税の最高税率引き上げ

を通じた再分配の強化にはある程度の限界が存在することを指摘している。そして、土地譲渡所得に対する税制上の扱いは所得課税の再分配効果を大きく左右することから、土地譲渡所得に対する課税強化も今後の所得税改革における重要な検討課題の一つであると考えられるとしている。

### Ⅲ. 本書の意義と特徴

本書の意義は、個人所得税の財源調達機能や再分配機能について客観的なデータに基づいて検証している点である。この種の研究はこれまで試みられることが少なく、本書は高い独自性を持つといえるだろう。また、評者なりに本書の特徴をまとめると以下ようになる。第一に、二元的所得税について分析が行われていることである。前述したように、二元的所得税はわが国の金融所得課税の一元化の議論に大きな影響を与えている。二元的所得税に関する理論的研究や北欧諸国の実施上の課題などについては研究が蓄積されているが、わが国においては研究が導入した際の影響について詳細に実証分析を行っているのは評者の知る限り本書だけである。第二に、地方住民税の再分配効果の実態について分析していることである。地方住民税にも再分配効果があると考えられてはいたが、その実態についてはこれまでほとんど研究されてこなかった。第三に、税源移譲による再分配効果の変化について分析が行われていることである。税源移譲は平成19年に行われており、本書はごく最近の改正も分析の対象にしている。第四に、再分配効果の分析をタイル尺度に基づいて行っていることである。これまでの所得課税の再分配効果に関する研究では、ジニ

係数に基づいて行われているものが多かった。しかし、ジニ係数に基づく分析では適切な要因分解を行うことは必ずしも容易ではない。そこで本書では、こうした問題が生じないタイル尺度を用いて、再分配効果の要因分解を行っている。そして、再分配効果を所得者別、所得階層別にみる、あるいは税率による部分と控除による部分とに分けるなどして、詳細な議論を展開している。

最後に本書の課題について触れたい。著者達は、本書の問題として以下の三点を挙げている(はしがき、viiページ)。すなわち、①所得税の課税ベースや再分配効果の変化に関して、所得控除、税額控除、税率構造の改定といった所得税制と住民税制との対照などによる要因分析が必ずしも十分でないこと、②再分配効果の評価にあたって、課税が所得分配に与える直接的な作用の部分だけを問題にしていること、③所得税の課税ベースや再分配効果を推計する際に、

所得の種類による捕捉率の違いは一切考慮に入れていないこと、の三点である。そして、「以上のような問題に接近するには、本書におけるような、税務統計という限られた集計データに基づいた分析のみでは明らかに不十分であり、少なくともミクロの個票データ等を活用した、より精緻で多角的な解析が必要になると考えられる。(はしがき、viiiページ)」と述べている。確かにデータの制約による問題があるかもしれないが、これまで紹介したとおり、本書の分析は非常に丁寧かつ詳細であり、独自性も高い。個人所得税の変遷について、財源調達機能及び再分配機能の側面から実証的に明らかにするという目的と、「所得税改革に向けた議論のための基礎的材料を提供する(はしがき、iiiページ)」という意図は十分に達成されており、本書は高い学術的価値を有するといえよう。

(当研究所主任研究員)